2　当該特定基地局を配置し、開設する者は、開設計画の認定の日から五年以内に、前項第二号に規定する区域に含まれる都府県ごとの世帯カバー率（一の都府県の区域内の世帯数のうちに占める当該区域に係る当該特定基地局の放送区域内の世帯数の割合をいう。以下同じ。）が百分の五十以上になるように当該特定基地局を配置し、開設しなければならない。

3　当該特定基地局を配置し、開設する者は、開設計画の認定の日から五年以内に、前項第二号に規定する区域の駅カバー率（北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社がそれぞれ平成二十五年三月末日現在において定める旅客営業規則において幹線として規定する路線の駅並びに小田急電鉄株式会社、近畿日本鉄道株式会社、京王電鉄株式会社、京成電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、京浜急行電鉄株式会社、相模鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社、東武鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社及び阪神電気鉄道株式会社がそれぞれ運行する鉄道及び軌道の路線の駅（以下この号において「鉄道駅」と総称する。）の総数のうちに占める当該特定基地局の放送区域内の鉄道駅の数の割合をいう。以下同じ。）及び道路施設カバー率（高速自動車国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第一号の高速自動車国道をいう。）のサービスエリア及びパーキングエリア（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第十三号又は高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第十一条第二号に規定する施設をいう。以下同じ。）の総数のうちに占める当該特定基地局の放送区域内のサービスエリア及びパーキングエリアの数の割合をいう。以下同じ。）が百分の五十以上になるように当該特定基地局を配置し、開設しなければならない。

4　当該特定基地局を配置し、開設する者は、前項第二号に規定する区域において、当該特定基地局により行われる放送があまねく受信できるように努めるものとする。

四　当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

当該特定基地局を配置し、開設する者は、第二項第二号に規定する区域における当該特定基地局の全てにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信しなければならない。

五　当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1　当該特定基地局は、次に掲げる場合に開設されるものとする。

㈠　第二項第一号に規定する周波数のみを使用する当該特定基地局を開設する場合

㈡　第二項第一号に規定する周波数と当該周波数とは異なる周波数とを併せて使用する当該特定基地局を開設する場合

㈢　既に開設している無線局について第二項第一号に規定する周波数の追加又は当該周波数への変更に係る周波数の指定の変更を受ける場合

2　本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならない。

㈠　申請することができる周波数の帯域幅は四・五MHzとし、セグメント数は九とする。

㈡　開設計画の認定の申請に当たっては、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の四に規定するところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。

3　開設計画の認定は、第二項第二号に規定する区域において、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項を含め、電波法第二十七条の十三第四項各号に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。なお、同条第三項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

㈠　申請者が、当該申請に係る第二項第二号に規定する区域において本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。

㈡　申請者が、当該申請に係る第二項第二号に規定する区域において本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員（組合その他これに準ずる事業体にあっては、役員に相当する者を含む。以下同じ。）ではないこと。

㈢　申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員が当該申請に係る第二項第二号に規定する区域において本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。

㈣　申請者が法人又は団体である場合にあっては、申請者が議決権の三分の一以上を保有する者（一の者が議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者を当該一の者の議決権の三分の一以上を保有する者と順次みなした場合に申請者が議決権の三分の一以上を保有する者に該当することとなる者を含む。）、申請者の議決権の三分の一以上を保有する者（一の者の議決権の三分の一以上を保有する者の議決権の三分の一以上を保有する者と順次みなした場合に申請者の議決権の三分の一以上を保有する者に該当することとなる者を含む。）及び申請者の議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者（申請者を除く。）が、当該申請に係る第二項第二号に規定する区域において本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。

4　本開設指針に係る開設計画の認定を受けた者は、毎年度の四半期ごとに、当該認定に係る開設計画に基づく事業の進捗の状況を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

別表第一　開設計画に記載すべき事項

一　本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項

1　次に掲げる事項の今後の計画

㈠　第二項第二号に規定する区域及びその区域に含まれる都府県ごとの当該特定基地局の毎年度ごとの開設数並びにそれぞれの設置場所及び空中線電力

㈡　毎年度ごとの放送対象地域における世帯カバー率及び都府県ごとの世帯カバー率

㈢　第二項第二号に規定する区域の毎年度ごとの駅カバー率及び道路施設カバー率

2　第三項第四号に関する事項に係る計画

二　受信設備の普及に関する事項

当該特定基地局により行われる放送を受信することのできる受信設備を第二項第二号に規定する区域において住民に普及させるための取組の実績又は今後の計画

三　放送局設備供給役務の提供に関する事項

1　次に掲げる事項の設定に関する今後の計画

㈠　放送局設備供給役務の料金

㈡　放送局設備供給役務の提供に関する契約の締結及び解除に関する事項

㈢　放送局設備供給役務の提供の停止に関する事項

㈣　基幹放送局提供事業者（放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者をいう。）及び認定基幹放送事業者（同条第二十一号に規定する認定基幹放送事業者をいう。以下同じ。）の責任に関する事項

㈤　認定基幹放送事業者に課する義務に関する事項

2　認定基幹放送事業者が行う基幹放送（放送法第二条第二号に規定する基幹放送をいう。以下同じ。）の業務の円滑な運営のための取組に関する実績又は今後の計画

四　開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項

1　開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力に関する事項

㈠　当該特定基地局の無線設備、中継回線その他の必要な電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の確保に関する実績又は今後の計画

㈡　当該特定基地局の設置場所の確保に関する実績又は今後の計画

㈢　当該特定基地局の開設に関する地域住民の合意形成に向けた取組の実績又は今後の計画